

○警察庁告示第一号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和八年国家公安委員会規則第九号）の施行に伴い、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年警察庁告示第一号）は、廃止する。

令和八年五月七日

警察庁長官 楠 芳伸

附 則

この告示は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。